

仮 払 金

Q85 仮払金の支払はどのようなときに行われるのですか。

Ans.

「第1部 貯金保険制度の概要 3 (2) ホ. 仮払金の支払」の項 (11ページ) を参照してください。

Q86 仮払金の支払を受けるにはどのような手続が必要ですか。また、仮払金は破綻してからどれくらいで受け取ることができるのですか。

Ans.

- ① 仮払金の支払が行われる場合、貯金者は、貯金保険機構が指定した農水産業協同組合等（破綻農水産業協同組合を含む）の窓口にて、普通貯金の通帳と届出印鑑を提示し、「仮払金支払請求書」（用紙は窓口にて備付）を提出して、仮払金を請求することになる予定です。

仮払金の支払の実施は、貯金保険機構による決定を受けて、支払体制などの所要の準備が整い次第、速やかに行われます。

- ② 仮払金の支払を決定したときは、仮払金の支払に関する公告事項（仮払金の支払期間、支払場所、支払方法その他政令で定める事項）が、官報に掲載されるほか、貯金保険機構が指定した農水産業協同組合等（破綻農水産業協同組合を含む）の店頭にて掲示されます。

I 貯金等の保護の範囲の概要

II 貯金保険制度のあらまし

III 貯金者データの整備

IV 破綻時の付保貯金の取扱い

V 破綻時に保険金の支払対象とならない貯金等の取扱い

VI 破綻処理

VII 金融危機への対応

VIII 不良債権の回収と責任追及